

特定都市河川の指定

大和川水系大和川等を特定都市河川に指定（令和3年12月24日）
（令和3年12月24日 官報 第644号）

名称	区		間
	上流端	下流端	
大和川	桜井市大字小夫地先の県道笛吹橋	奈良県北葛城郡王寺町藤井地先	
佐保川	左岸 奈良市中ノ川町字石出一二一七番地先 右岸 奈良市中ノ川町字クレ橋八二五番地先	大和川への合流点	
竜田川	左岸 生駒市俵口町一八三番地先 右岸 生駒市俵口町一八二番地先	大和川への合流点	
富雄川	左岸 生駒市高山町字滝ノ口四九五八番地先 右岸 生駒市高山町字庄田四六〇六番地先	大和川への合流点	
岩井川	奈良市紀寺町字中谷一一一九番一地先県道六度橋	佐保川への合流点	
秋篠川	左岸 奈良市中山町西一丁目七五五番の一地先 右岸 奈良市学園朝日元町二丁目六八九番の一地先	佐保川への合流点	
地藏院川	奈良市藤原町字十六一番二地先	佐保川への合流点	
高瀬川	左岸 奈良市米谷町ゴダ二一五八四番の一地先 右岸 奈良市米谷町ダイド一四六八番の二地先	佐保川への合流点	
能登川	奈良市高畑町字市の井一五〇一番の二地先の市道橋	岩井川への合流点	
布留川	左岸 天理市菅原町字下代川向二〇一四番地先 右岸 天理市菅原町字下代一九四一番地先	大和川への合流点	
寺川	桜井市大字鹿路字辻木一四六番地先の県道江本橋	大和川への合流点	
飛鳥川	高市郡明日香村大字栢森字ウエダ一七七番地先の村道栢森橋	大和川への合流点	
米川	左岸 桜井市大字高家字ナカデー一三六番地先 右岸 桜井市大字高家字ナカデー〇四八番地先	寺川への合流点	
曾我川	左岸 御所市大字重阪字内谷六四三番の一地先 右岸 御所市大字重阪字内谷六三九番地先	大和川への合流点	
葛下川	左岸 葛城市大字南今市字ナツメハラ一七四番の一 地先 右岸 葛城市大字南今市字五反田五〇四番の二地先	大和川への合流点	
葛城川	左岸 御所市大字鴨神字前ブケ四二九番地先 右岸 御所市大字鴨神字上野一五八九番地先	曾我川への合流点	
高田川	左岸 葛城市大字南藤井字西の京三三三番地先 右岸 葛城市大字山田字ヨツガ一四三番地先	曾我川への合流点	
高取川	左岸 高市郡高取町大字下子島字マトカ二九番の一 地先 右岸 高市郡高取町大字上子島字マトバ二番の六地先	曾我川への合流点	

別表 大和川特定都市河川

○国土交通省告示第千五百五十一号
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。
令和三年十二月二十四日
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

名称 大和川特定都市河川流域
区域 奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、高市郡高取町、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町及び吉野郡大淀町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域
（図面省略）
その関係図面は、近畿地方整備局及び大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。